

第141回

# 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年6月23日（火曜日）  
午前10時 受付開始：午前9時

**開催場所** 当行本店3階大会議室  
群馬県前橋市元総社町194番地

**決議事項**  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

議決権の事前行使にご協力ください



インターネット等または書面による  
議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後5時まで



事前質問受付期限

2026年6月12日（金曜日）  
午後5時まで



事後動画配信のご案内

株主総会の様子を後日インターネットにてご覧いただけます。

詳しくはP.5



## 株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より群馬銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当行は1932年の設立以来、さまざまな社会・経済の変遷のなかで、地域のリーディングバンクとして地域社会の発展を常に考え、行動するとともに、経営体質の強化に努め、今日の基盤を築いてまいりました。これもひとえに株主の皆さまの温かいご理解とご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

金融機関をとりまく環境は、金利のある世界への移行やデジタル技術の進展、脱炭素化の加速などにより、大きな転換期を迎えております。地域経済もまた変革の途上にあり、こうした変化を地域の持続的成長へとつなげるため、地域産業における生産性向上やキャッシュレス化の推進、環境対策への投資促進といった取り組みを進めていく必要があります。

当行は2025年4月から2028年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「Growth with “Purpose” ～地域と群馬銀行グループの持続的な成長に向けて～」に基づいた諸施策に取り組んでおります。当行グループのパーパス「私たちは『つなぐ』力で地域の未来をつむぎます」を起点に、「地域・お客さま」「当行グループ」「従業員」「株主・投資家の皆さま」の4つの利益の同時実現を目指してまいります。

また、さらなる経営基盤の強化と一層の地域経済の発展に向け、当行は株式会社第四北越フィナンシャルグループとの経営統合に関する最終合意に至りました。2027年4月を予定する本経営統合を大きな転換点と位置づけ、両社の強みを融合することで、広域かつ強固なネットワークを活かした質の高い金融サービスの提供と、持続可能なビジネスモデルの構築を推進してまいります。

第141回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

2026年5月

代表取締役頭取 深井 彰彦

## ▶ 群馬銀行グループ「パーパス」

# 私たちは「つなぐ」力で 地域の未来をつむぎます

## ■ 「つなぐ」力

1932年に群馬大同銀行として誕生した私たちの原点は、お金の貸し手と借り手を「つなぐ」こと。すなわち、お金をお預かりし、それをお貸しして経済を循環させることであり、これからも私たちの主要な役割であり続けます。

さらに、お金（金融）だけではなく、地域・企業・人々を「つなぐ」ことや、私たちが持つサービスや情報などの資源を地域・企業・人々に「つなぐ」ことを通して、さまざまな価値と価値をつないだり、新たな価値を生み出したりすることが、社会から期待されていると考えています。

こうした社会からの期待に応えるために、これまでに培ってきた私たちならではの強みを活かしつつ、私たち一人ひとりが「つなぐ」ことに取組んでいきます。

例えば、私たちのネットワークや情報力を活かして、私たちが持つ資源をお客さまに「つなぐ」ことで経営課題を解決したり、後継者が未定のお客さまに次世代の担い手を「つなぐ」ことでお客さまや地域の未来を持続的にしたり、世界の投資機会をお客さまに「つなぐ」ことでお客さまの未来を豊かで安心にする、といったことが挙げられます。ひとつひとつの「つなぐ」は小さなことかもしれませんが、たくさんの「つなぐ」が、やがて利根川のように大きな流れとなり、地域の豊かな未来につながっていきます。

## ■ 地域の未来をつむぐ

「地域」とは、私たちが本店を置く群馬県だけを表現するのではなく、私たちのネットワークがおよぶ地域や企業・人々といったステークホルダー全般を表現しています。

私たちが「つなぐ」力をもとに目指すべき「未来」は、経済的な豊かさだけではなく、地球環境の保全や、高齢化・人口減少など社会課題への取組みを通じた持続可能な社会です。「つむぐ（紡ぐ）」という言葉は、繭（まゆ）から取出した繊維をより合わせて糸を作ることを意味しますが、私たちが本店を置く群馬県は、世界遺産である富岡製糸場に象徴される繊維産業を中心に発展してきた地域です。こうした郷土の歴史を大切にしつつ、地域の豊かな未来をつむいでいく存在でありたいと考え、「つむぐ」という言葉に思いを込めました。

私たち群馬銀行グループは、「つなぐ」力で、地域のみなさまとともに、豊かな未来をつむいでいきます。

(2021年11月20日制定)

証券コード8334  
2026年6月2日  
(電子提供措置の開始日2026年5月21日)

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社 **群馬銀行**

代表取締役頭取 深井彰彦

## 第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第141回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.gunmabank.co.jp/ir/kabusiki/kabusiki4.html>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「群馬銀行」又は「コード」に当行証券コード「8334」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記





1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町194番地 当行本店3階大会議室
3. 目的事項  
報告事項  
1. 第141期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件  
2. 第141期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) インターネット等と議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。  
また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。  
ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当行定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。
- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」「その他」
  - ②計算書類
  - ③連結計算書類
- なお、監査役および会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (3) 電子提供措置事項に修正が生じた場合、本招集ご通知に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

#### 議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使	郵送による議決権行使	ご出席による議決権行使
 <p>お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書面に記載のQRコードを読み取り、又は当行指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。詳細は6ページに記載がございます。</p> <p> <b>議決権行使ウェブサイト</b> <a href="https://www.web54.net">https://www.web54.net</a></p> <p><b>行使期限</b> 2026年6月22日（月曜日） 午後5時まで</p>	 <p>同封の議決権行使書面に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2026年6月22日（月曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>議決権行使書面紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。 代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場に限り、代理人は1名とさせていただきます。</p> <p><b>株主総会開催日時</b> 2026年6月23日（火曜日） 午前10時 受付開始：午前9時</p>

#### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、当行ウェブサイトにて事前質問の受付をさせていただきます。  
頂戴しましたご質問の中で、株主の皆さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会にてご回答させていただきます。詳細については本招集ご通知に同封のご案内文をご参照ください。

URL : <https://8334.ksoukai.jp/>



- ・事前質問カテゴリーのプルダウンより、ご関心の高い項目をお選び下さい。
- ・ご質問はお一人様2問まで、1問につき150字以内で簡潔にお願いいたします。

### 【受付期限】

2026年6月12日（金）午後5時まで

※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただき、個別事案への質問はお受けすることができません。なお、事前に承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではございませんので、予めご了承下さい。

## 事後動画配信のご案内

ご来場いただくことができなかった株主さまにも、その模様をご覧いただけるよう、本株主総会の一部を、後日インターネット上で事後動画配信いたします。

配信URL : <https://www.gunmabank.co.jp/ir/kabusiki/kabusiki4.html>



## 株主総会資料の電子提供制度にかかる当行の方針について

会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入されております。

本株主総会におきましても、議決権行使基準日（2026年3月31日）までに書面交付請求をされていない株主さまには、情報提供とSDGsの観点から紙資源の削減を両立できるよう抜粋した事項をサマリー版としてご送付しております。

次回以後の株主総会について、書面による株主総会資料の提供を希望される株主さまは、次回の議決権行使基準日までに当行株主名簿管理人（三井住友信託銀行(株)）又はお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 電子提供制度に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-782-031  
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

## インターネットによる議決権行使のご案内

### パソコンの場合（議決権再行使の場合）

#### STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス  
<https://www.web54.net>



〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉  
<https://www.web54.net>へ遷移します。



#### STEP 2

インターネットによる議決権行使についてを  
お読みいただき、「次へすすむ」をクリック

#### STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使  
コード」を入力し、「ログイン」をクリック  
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
- (電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

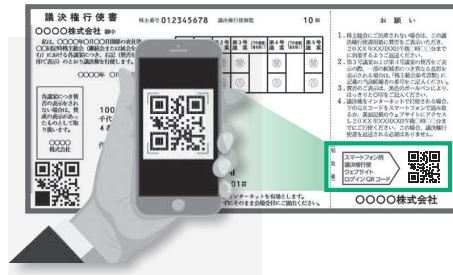
〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

### スマートフォンの場合

#### 「スマート行使」をご利用ください

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

#### インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ先



インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-707-743**

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分は、内部留保に意を用いるとともに収益状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、期末配当金については前期比7円増加の32円、中間配当金30円を合わせた年間配当金は前期比17円増加の62円となります。また、これに伴う当期の配当性向は親会社株主に帰属する当期純利益に対して40.0%、自己株式取得額を合わせた株主還元率は50.1%となります。

#### 1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	普通株式1株につき 金32円 配当総額 12,112,006,016円 (なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしますので、当期の年間配当金は1株につき62円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月24日

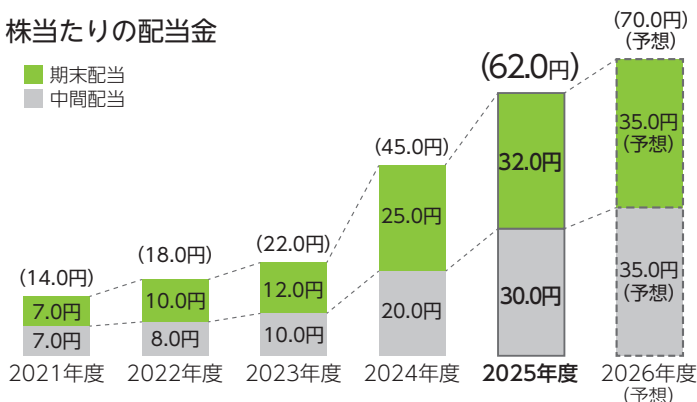
#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金 15,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 15,000,000,000円

#### (ご参考) 株主還元方針

配当につきましては、配当の維持または増配を行う累進配当を基本とします。配当性向は親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目安とし、利益成長を通じて増配を実現していきます。また、自己株式の取得は、資本水準や資本効率、成長投資機会や市場動向を踏まえて機動的に実施します。

#### (ご参考) 普通株式1株当たりの配当金



## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者 番号	氏 名	現在の当行に おける地位	性 別	取締役会 出席状況
1	再任 深井彰彦 ふか い あき ひこ 深 井 彰 彦	取締役頭取	男性	13回中13回出席 (100%)
2	再任 後藤明弘 ご とう あき ひろ 後 藤 明 弘	専務取締役	男性	13回中13回出席 (100%)
3	再任 内堀剛夫 うち ぼり たけ お 内 堀 剛 夫	専務取締役	男性	13回中13回出席 (100%)
4	再任 堀江明彦 ほり え あき ひこ 堀 江 明 彦	常務取締役	男性	13回中13回出席 (100%)
5	新任 齊藤秀之 さい とう ひで ゆき 齊 藤 秀 之	専務執行役員 待遇・出向	男性	—
6	新任 大谷静男 おお たに しず お 大 谷 静 男	執行役員	男性	—
7	再任 西川久仁子 にし かわ く に こ 西 川 久 仁 子	社外取締役候補者 独立役員	女性	13回中13回出席 (100%)
8	再任 大杉和人 おお すぎ かず ひと 大 杉 和 人	社外取締役候補者 独立役員	男性	13回中13回出席 (100%)
9	再任 金井沢治 かな い たく じ 金 井 沢 治	社外取締役候補者 独立役員	男性	13回中13回出席 (100%)
10	新任 狩野麻里 か の ま り 狩 野 麻 里	社外取締役候補者 独立役員	女性	—

候補者番号

1

ふかい あきひこ  
深井 彰彦

● 生年月日 1960年11月3日

再任



- 所有する当行の株式の数  
313,051株
- 取締役会出席回数  
13/13

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当行入行  
 2003年 6月 当行大阪支店長  
 2005年 6月 当行桐生支店長  
 2007年 6月 当行太田支店長  
 2009年 6月 当行リスク統括部長  
 2011年 6月 当行総合企画部長  
 2013年 6月 当行取締役総合企画部長  
 2014年 6月 当行常務取締役営業統括部長  
 2015年 6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、  
東京事務所担当  
 2016年 6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、  
東京事務所、秘書室担当  
 2017年 6月 当行専務取締役 総合企画部、システム部、  
東京事務所、秘書室担当  
 2017年10月 当行専務取締役 総合企画部、システム部、  
秘書室担当  
 2018年 6月 当行専務取締役 総合企画部、人事部、  
秘書室担当  
 2019年 6月 当行代表取締役頭取  
全般  
 2025年 6月 当行代表取締役頭取  
全般及び監査部担当（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門、システム部門のほか、営業部門、リスク管理部門、人事・秘書部門、監査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2013年6月から取締役を、2019年6月から代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

2

ごとう あきひろ  
後藤 明弘

● 生年月日 1962年7月20日

再任



- 所有する当行の株式の数  
93,694株
- 取締役会出席回数  
13/13

#### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行  
2005年10月 当行笠懸支店長  
2008年 8月 当行人事部主任人事役  
2010年10月 当行人事部副部長  
2012年 6月 当行総合企画部副部長  
2014年 6月 当行伊勢崎支店長  
2016年 6月 当行監査部長  
2017年 6月 当行執行役員監査部長  
2018年 6月 当行執行役員人事部長  
2019年 6月 当行常務執行役員人事部長  
2022年 6月 当行常務取締役 人事部、リスク統括部、  
秘書室担当  
2024年 6月 当行専務取締役 人事部、リスク統括部、  
秘書室担当  
2025年 4月 当行専務取締役 リスク統括部、HRマネジメント部  
秘書室担当  
2025年 6月 当行専務取締役 リスク統括部、HRマネジメント部  
秘書室、事務統括部担当（現在）

#### 取締役候補者とする理由

人事部門のほか、監査部門、企画部門、リスク管理部門、事務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

うち ぼり  
内堀

たけ お  
剛夫

● 生年月日 1963年9月29日

再任



- 所有する当行の株式の数  
83,038株
- 取締役会出席回数  
13/13

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当行入行
- 2009年 8月 当行総合企画部主任調査役
- 2011年 6月 当行高崎東支店長
- 2013年 7月 当行営業統括部営業戦略室長
- 2014年 6月 当行総合企画部副部長
- 2016年 6月 当行太田支店長
- 2018年 6月 当行執行役員審査部長
- 2019年 6月 当行常務執行役員総合企画部長
- 2020年12月 当行常務執行役員総合企画部長  
兼ぐんま地域共創パートナーズ株式会社代表取締役
- 2021年 4月 当行常務執行役員総合企画部長
- 2022年 6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、  
市場金融部担当
- 2024年 4月 当行常務取締役 デジタルイノベーション部長委嘱  
総合企画部、市場金融部、システム部、  
デジタルイノベーション部担当
- 2024年 6月 当行専務取締役 総合企画部、  
グループ営業戦略部、市場金融部、システム部、  
デジタルイノベーション部担当
- 2025年 6月 当行専務取締役 総合企画部、市場金融部、  
デジタルイノベーション部担当（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門のほか、審査部門、営業部門、システム部門、市場金融部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

ほりえ あきひこ  
堀江 明彦

● 生年月日 1962年10月11日

再任



- 所有する当行の株式の数  
87,591株
- 取締役会出席回数  
13/13

#### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行  
2005年 6月 当行中泉支店長  
2007年 6月 当行新宿四谷支店長  
2010年 6月 当行太田支店副支店長  
2011年10月 当行前橋支店長  
2013年 7月 当行大宮支店長  
2016年 6月 当行執行役員コンサルティング営業部長  
2018年 6月 当行常務執行役員太田支店長  
2020年 6月 当行常務執行役員営業統括部長  
2021年 6月 当行常務執行役員太田・桐生・館林・栃木地区統括  
2023年 6月 当行専務執行役員営業統括部長  
2024年 4月 当行専務執行役員コンサルティング営業本部長  
2024年 6月 当行常務取締役 コンサルティング営業本部長委嘱  
コンサルティング営業本部、  
スペシャライズドファイナンス部担当（現在）

#### 取締役候補者とする理由

営業部門のほか、地区統括役員として、太田地区、桐生地区、館林地区、栃木地区の責任者を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2024年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

さいとう ひでゆき  
齊藤 秀之

● 生年月日 1964年10月13日

新任



● 所有する当行の株式の数  
48,753株

#### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当行入行  
2009年 2月 当行倉賀野支店長  
2010年10月 当行人事部主任人事役  
2014年 6月 当行栃木支店長  
2016年 6月 当行総合企画部副部長  
2018年 6月 当行リスク統括部長  
2019年 6月 当行執行役員リスク統括部長  
2021年 6月 当行常務執行役員リスク統括部長  
2022年 6月 当行常務執行役員総合企画部長  
2024年 6月 当行常務執行役員待遇 出向  
ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長  
2025年 4月 当行専務執行役員待遇 出向  
ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長（現在）

#### 取締役候補者とする理由

当行グループ会社ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長を務めており、また、人事部門、企画部門、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者となりました。

候補者番号

6

おおたに しずお  
大谷 静男

● 生年月日 1970年10月5日

新任



#### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 当行入行  
2014年10月 当行新桐生支店長  
2016年 6月 当行人事部主任人事役  
2020年 6月 当行人事部副部長  
2022年 6月 当行秘書室長  
2024年 6月 当行執行役員総合企画部長（現在）

● 所有する当行の株式の数  
3,428株

#### 取締役候補者とする理由

人事部門のほか、企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者としました。

候補者番号

7

にしかわ  
西川

くにこ  
久仁子

●生年月日 1962年7月9日

社外取締役  
候補者

独立  
役員

再任



- 所有する当行の株式の数  
6,700株
- 取締役会出席回数  
13/13

### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 シティバンク, N.A.入社  
 1996年 2月 A.T.カーニー株式会社入社  
 2000年 9月 株式会社スーパーナース代表取締役社長  
 2010年 8月 株式会社ファーストスター・ヘルスケア代表取締役社長（現在）  
 2013年 4月 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役  
 2013年 6月 株式会社ベネッセMCM代表取締役社長  
 2015年 6月 オムロン株式会社社外取締役  
 2017年 5月 株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役社長  
 2018年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役  
 2020年 6月 当行取締役（現在）  
 株式会社ソラスト社外取締役  
 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役  
 2022年 4月 パナソニック株式会社社外取締役  
 2024年 2月 キューピー株式会社社外取締役（現在）

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

外資系金融機関勤務、外資系コンサルティング会社勤務、人材派遣・紹介会社代表取締役を経て2010年に株式会社ファーストスター・ヘルスケアを設立し、現在も代表取締役を務めているほか、複数の企業の代表取締役や社外役員を務めるなど、企業経営について豊富な経験と幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2020年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

おおすぎ かずひと  
大杉 和人

● 生年月日 1953年7月31日

社外取締役  
候補者独立  
役員

再任



- 所有する当行の株式の数  
1,000株
- 取締役会出席回数  
13/13

### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 日本銀行入行  
 1986年11月 BIS（国際決済銀行）エコノミスト  
 1999年 6月 日本銀行松本支店長  
 2001年 5月 同行大阪支店副支店長  
 2003年 5月 株式会社産業再生機構RM統括シニアディレクター  
 2005年 7月 日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長  
 2006年 5月 同行検査役検査室長  
 2007年 4月 同行政策委員会室長  
 2009年 4月 お茶の水女子大学客員教授  
 2011年 9月 日本銀行監事  
 2015年10月 日本通運株式会社警備輸送事業部顧問  
 2016年 6月 NISSHA株式会社（当時の商号：日本写真印刷株式会社）  
 社外取締役（現在）  
 2018年 8月 フロンティア・マネジメント株式会社社外取締役  
 2021年 6月 当行取締役（現在）  
 2024年 3月 フロンティア・マネジメント株式会社社外取締役（監査等委員）

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

日本銀行の支店長、検査室長、政策委員会室長、監事等を務めるなど、金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有していることに加え、株式会社産業再生機構での民間企業の事業再生や、複数の企業における社外取締役の経験等で培った幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2021年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

9

かない  
金井

たくじ  
沢治

● 生年月日 1959年3月5日

社外取締役  
候補者

独立  
役員

再任



- 所有する当行の株式の数  
700株
- 取締役会出席回数  
13/13

### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 有限責任あずさ監査法人（当時の商号：監査法人朝日会計社）  
入所  
1984年 3月 公認会計士登録  
1996年 8月 同監査法人社員  
2001年 8月 同監査法人代表社員  
2008年 6月 同監査法人本部理事  
2009年 9月 同監査法人上級審査会会長  
2011年 7月 同監査法人東京事務所第4事業部長  
2015年 7月 同監査法人専務理事  
KPMG Japan, Head of Audit & Assurance  
2016年 4月 KPMG Asia Pacific, Head of Audit & Assurance  
2019年 6月 有限責任あずさ監査法人副理事長  
2024年 6月 エーザイ株式会社社外取締役（現在）  
2024年 6月 当行取締役（現在）

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

公認会計士として長年にわたり企業の会計監査業務に従事するなど、企業財務・会計、監査、内部統制、リスクマネジメントに関する幅広い知見や海外勤務など豊富な実務経験を有していることに加え、グローバル企業の経営に関する高い見識を有していること、更にグローバルファーム及び監査法人における多様なマネジメント経験を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2024年6月から当行の社外取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

10

かの  
狩野 まり  
麻里

● 生年月日 1960年5月27日

社外取締役  
候補者

独立  
役員

新任



● 所有する当行の株式の数  
一株

#### 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4月 株式会社三菱UFJ銀行（当時の商号：株式会社三菱銀行）  
入行
- 2012年 9月 同行（当時の商号：株式会社三菱東京UFJ銀行）  
ミラノ支店長
- 2014年10月 三菱UFJニコス株式会社営業本部営業企画部部長
- 2017年 2月 United Way Romania, Member of the Board of  
Directors
- 2019年 4月 学校法人昭和女子大学国際交流センター長
- 2019年10月 同大学全学共通教育センター  
（当時の名称：総合教育センター）特命教授
- 2020年 6月 株式会社オカムラ社外取締役（2026年6月退任予定）
- 2021年 6月 東京製綱株式会社社外取締役（現在）
- 2022年 4月 東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役（現在）
- 2023年 6月 一般財団法人日本繊維製品品質技術センター評議員（現在）

#### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

海外拠点長を含めた長年のメガバンク勤務で培った、コーポレートファイナンスに関する豊富な知見やグローバルな視野でのマネジメント経験を有していることに加え、大学の国際交流センター長や複数の企業における社外取締役としての経験を通して幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏には客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出る予定です。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 西川久仁子氏、大杉和人氏、金井沢治氏、狩野麻里氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西川久仁子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。大杉和人氏の当行社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。金井沢治氏の当行社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 責任限定契約について  
当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は西川久仁子氏及び大杉和人氏、金井沢治氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、各氏が再任された後は、当行は各氏との当該契約を継続する予定であります。また、狩野麻里氏が選任された後は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
5. 役員等賠償責任保険について  
当行は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役武藤慶太、笠原寛が任期満了となることから、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

わたなべ まさよし  
**渡邊 眞克**

● 生年月日 1968年12月5日

新任



● 所有する当行の株式の数  
12,609株

#### 略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1992年 4月 当行入行  
2014年 6月 当行強戸支店長  
2016年10月 当行本店営業部副部長  
2018年 6月 当行総合企画部副部長  
2020年 6月 当行秘書室長  
2022年 6月 当行人事部長  
2023年 6月 当行執行役員人事部長  
2024年 4月 当行執行役員リスク統括部付部長  
2024年 6月 当行執行役員リスク統括部長（現在）

#### 監査役候補者とする理由

企画部門のほか、人事部門、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し、新任の監査役候補者としてしました。

候補者番号

2

かさほら  
笠原

ひろし  
寛

● 生年月日 1955年7月6日

社外監査役  
候補者

独立  
役員

再任



### 略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月 群馬県庁入庁  
 2011年 4月 群馬県総務部財政課長  
 2013年 4月 群馬県病院局長  
 2014年 4月 群馬県企画部長  
 2016年 4月 群馬県教育委員会教育長  
 2021年 6月 公益財団法人群馬県教育文化事業団理事長（現在）  
 2022年 3月 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団理事（現在）  
 2022年 6月 当行監査役（現在）

- 所有する当行の株式の数  
2,000株
- 取締役会出席回数  
13/13
- 監査役会出席回数  
15/15

### 社外監査役候補者とする理由

群馬県において長年にわたる地方行政等の経験や実績があり、また幅広い見識を有しております。2022年から当行社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し監査役候補者となりました。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2. 笠原寛氏は社外監査役候補者であります。

3. 笠原寛氏の当行社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって4年となります。

4. 責任限定契約について

当行は、社外監査役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は笠原寛氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された後は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

5. 役員等賠償責任保険について

当行は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、任期中中に当該保険契約の更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者及び監査役（候補者）の専門性と経験（スキルマトリクス）

【社内取締役・監査役】

氏名	地位	スキル区分							
		コーポレート ガバナンス/ サステナ ビリティ	地域 経済	営業	市場 運用	経営戦略/ 企画/規制 対応/新規 事業開発	人事	リスク 管理	システム
深井彰彦	取締役頭取	○	○	○	○	○		○	○
後藤明弘	取締役副頭取	○		○		○	○	○	
内堀剛夫	取締役副頭取	○		○	○	○			○
堀江明彦	専務取締役		○	○					
齊藤秀之	常務取締役	○		○		○		○	
大谷静男	常務取締役	○		○		○	○		
眞下公利	監査役			○			○	○	
渡邊眞克	監査役	○		○		○	○	○	

【社外取締役・監査役】

氏名	地位	スキル区分							
		企業 経営	金融 (理論・行政・ 規制)	企業財務・ 会計 (実務・理論)	企業法務 (実務・理論)	マクロ 経済	サステナ ビリティ	IT・デジタル・ フィンテック	地域経済・ 行政
西川久仁子	取締役	○					○	○	
大杉和人	取締役		○			○			
金井沢治	取締役	○		○					
狩野麻里	取締役			○			○		
神谷保夫	監査役				○				○
笠原寛	監査役						○		○
鈴木澄子	監査役			○					

・上記は、取締役候補者および監査役（候補者）が有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。

### 当行における社外役員の独立性判断基準の概要

○当行における社外取締役または社外監査役候補者は、以下のいずれの要件にも該当しない場合に当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注1）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近（注2）において、上記（1）（2）（3）に該当していた者
- (5) 次のAからDまでのいずれかに掲げる者（重要（注3）でない者を除く）の近親者（注4）
  - A. 上記（1）から（4）に掲げる者
  - B. 当行の子会社の業務執行者
  - C. 当行の子会社の業務執行者でない取締役
  - D. 最近において、B、Cまたは当行の業務執行者に該当していた者

（注1）多額…過去3年平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円以上の金額、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い額以上の金額をいう。

（注2）最近…実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定した時点などをいう。

（注3）重要…業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士の資格を有する者をいう。

（注4）近親者…二親等以内の親族をいう。

以 上

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果等

#### (主要な事業内容)

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

#### (金融経済環境)

当期のわが国経済は、米国の通商政策の影響を受けながらも、緩やかに回復しました。個人消費は、持ち直しの動きがみられました。生産は横ばいで、輸出もおおむね横ばいで推移しました。設備投資は、緩やかに持ち直しました。雇用情勢は改善の動きがみられました。

県内経済は、一部に弱めの動きがみられたものの、緩やかに回復しました。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、増加基調で推移しました。生産は、一時、弱めの動きがみられましたが、緩やかに回復しました。設備投資は一部で弱含んだものの、全体としては増加で推移しました。公共投資は総じて底堅く推移する一方、住宅投資は弱い動きとなりました。

金融面では、日本の長期金利の指標である10年国債利回りは、政府による積極財政の方針を受け、11月中旬の1.8%台から3月下旬には2.3%台と上昇基調で推移しました。日経平均株価も積極財政への期待により上昇基調で推移し、2月の衆議院選挙の後、史上最高値の5万8,850円を付けました。その後は中東情勢の緊迫化により、5万円台前半まで下落しました。

#### (事業の経過及び成果等)

こうした金融経済環境のなか、当行グループは2025年4月に新しい中期経営計画「Growth with “Purpose”」をスタートさせました。計画では、「めざす姿」を「地域社会と当行グループの持続的な成長」と定め、テーマを「Growth」（成長）とし、中期経営計画を通して「お客さま・地域」「当行グループ」「役職員一人ひとり」の持続的な成長に取り組むことで、「株主の皆さま」をはじめとするステークホルダーの利益の実現を図るべく、地域社会と当行グループ双方が持続的に発展するための諸施策を展開してまいりました。

■ 損益状況

本業のコア業務純益（除く投資信託解約損益）は、貸出金残高の増加と利回り上昇に伴う貸出金利息の増加や非金利業務利益の増加などから前年度比146億22百万円増加の651億68百万円となりました。連結ベースでは前年度比156億79百万円増加し711億92百万円となり、公表利益660億円を51億92百万円上回りました。

経常利益は、コア業務純益の増加を主因に前年度比211億60百万円増加し787億33百万円、連結ベースでは前年度比228億56百万円増加し848億86百万円となりました。

当期純利益は前年度比143億円増加し547億27百万円となりました。連結ベースでは前年度比149億63百万円増加し588億63百万円となり、公表利益550億円を38億63百万円上回りました。

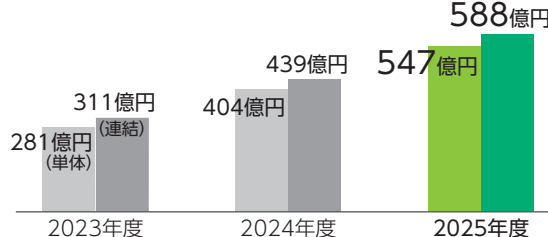
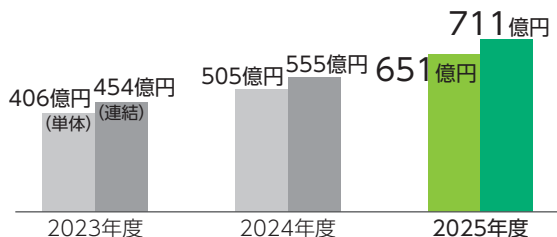
なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、3期連続で過去最高益を更新しております。

コア業務純益

当期純利益

(単体) **651** 億円 (連結) **711** 億円  
 (前年度比 +146億円) (前年度比 +156億円)

(単体) **547** 億円 (連結) **588** 億円  
 (前年度比 +143億円) (前年度比 +149億円)



(注) 投資信託解約損益を除く

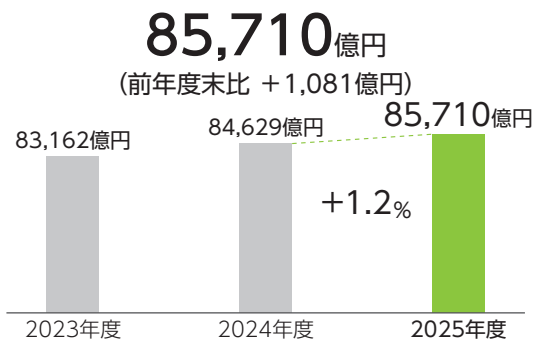
(注) 連結は親会社株主に帰属する当期純利益

## ■ 財政状態

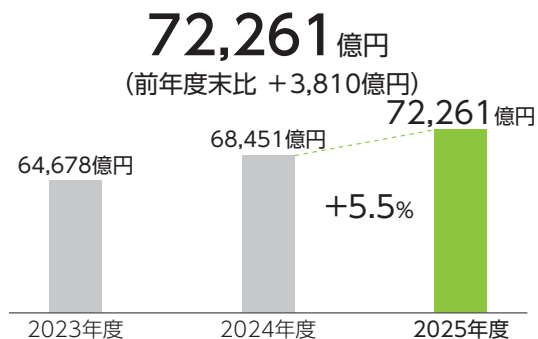
預金は、法人預金・個人預金ともに安定的に増加し、前年度末比1,081億円増加（前年度末比+1.2%）し期末残高は8兆5,710億円となりました。

貸出金は、大企業向けや本部貸出（クロスボーダーローン・ストラクチャードファイナンス）、海外店が高い伸び率で増加したことに加え、中堅・中小企業や個人向けの貸出金も堅調に増加したことから、前年度末比3,810億円増加（前年度末比+5.5%）し期末残高は7兆2,261億円となりました。

### 預金



### 貸出金



(2025年度の取組み)

■ 当行グループの「めざす未来」の実現に向けて

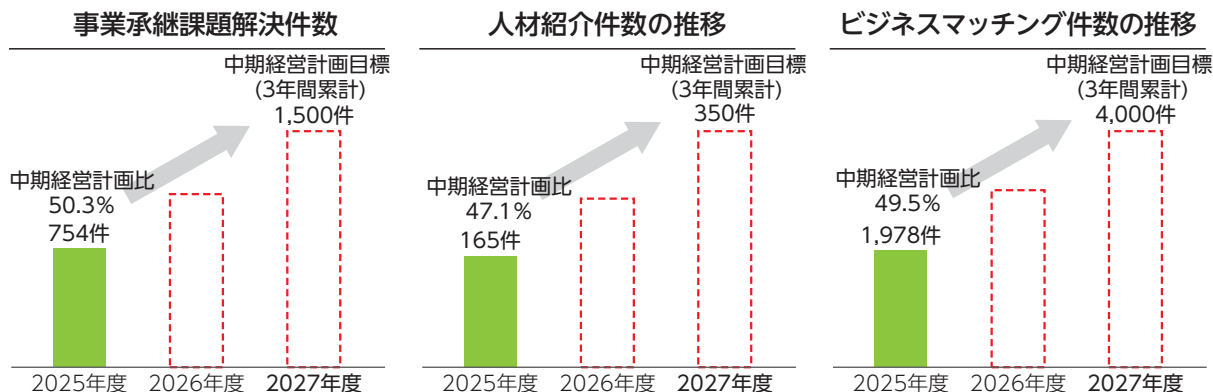
当行は、パーパスにもとづくめざす未来を「地域社会と当行グループの持続的な成長」と定め、その実現に向けた経営に取り組んでいます。

2025年4月にスタートした中期経営計画「Growth with “Purpose”」では、テーマを「Growth（成長）」とし、「お客さまや地域」「当行グループ」「役職員一人ひとり」の持続的な成長をめざして、「社会的価値・経済的価値の好循環の構築」と「持続的な成長を支える事業基盤の強化」を基本方針として掲げています。

中期経営計画の初年度となる2025年度は、これらの基本方針にもとづき、主に以下の施策に取り組んでまいりました。

■ お客さまの課題解決に向けた取組み

当行では、2022年10月より、お客さまとの対話を起点として、お客さまのめざすゴールを共有し、その実現に必要な課題やニーズを把握したうえで、最適なソリューション提案を行う一連の営業活動を「つなぐプロセス」として展開しています。これまで1万先を超えるお客さまから、約3万件のニーズを把握し、事業承継や人材の確保、環境・社会課題への取組みに関する支援など、ファイナンス機能の提供だけでなく、グループの機能を最大限に活用しながら、多様化・複雑化するお客さまの課題解決に、フルスペックで取り組んでまいりました。2025年度には、特にニーズの大きい事業承継や人材紹介、ビジネスマッチング等の分野において、前年度以上に多くのお客さまに対する支援に取り組むことで、中期経営計画で掲げる計数目標（つなぐKPI）は計画比で順調に推移しています。



<つなぐKPI（2025年4月～2026年3月）への取組み状況（中期経営計画初年度の実績）>

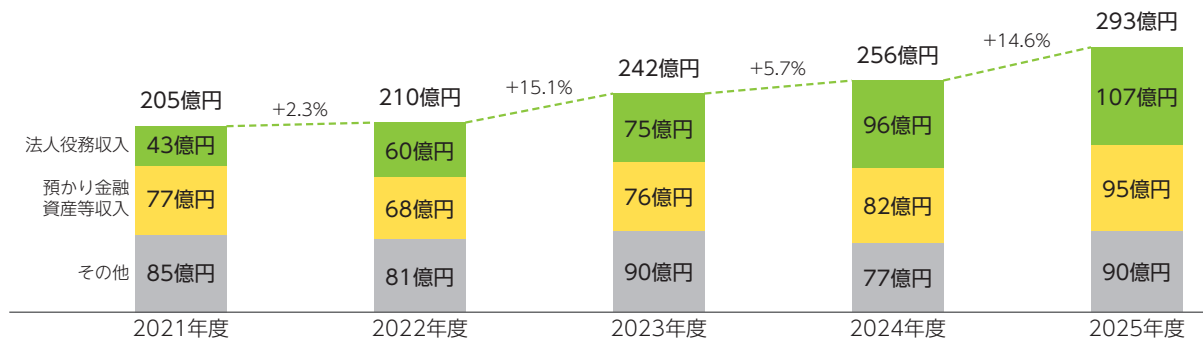
- 事業承継課題解決件数 : 754件（計画比50.3%）
- 人材紹介件数 : 165件（計画比47.1%）
- ビジネスマッチング件数 : 1,978件（計画比49.5%）

個人のお客さまに対しては、資産形成や生活資金などに関するニーズに応じて、お客さま一人ひとりの資産状況や家族構成などに基づいたきめ細やかかつ総合的なコンサルティングを行っています。

2025年4月には、資産形成・資産運用・資産承継に関するコンサルティング業務に特化した営業拠点として、7つの地区に地区個人営業部を新設しました。グループ会社のぐんざん証券株式会社においても担当者の増強を進めており、当行グループ全体で担当者のスキルとノウハウの一層の強化を通じて、お客さまへの提案力向上に向けて取り組んでまいりました。

こうした取組みにより、お客さまの課題解決に取り組んだ結果として、法人役務収入や預かり金融資産等収入などからなる連結非金利業務利益は前年度比で37億円増加し293億円となり、過去最高を更新しました。

### 連結非金利業務利益の推移



## ■ 持続的な地域社会の実現に向けた取組み

### 1. 脱炭素化への取組み

当行では、当行自身による温室効果ガス排出量の削減と、お客さまの温室効果ガス排出量削減に向けた支援の両面から、地域の脱炭素化に取り組んでいます。

当行自身による取組みとしては、2030年度に温室効果ガスの排出量を「ネットゼロ」とすることを目標とし、再生可能エネルギー由来の電力調達や、当行店舗への太陽光発電設備の設置などによる排出量の削減に取り組んでいます。2025年度は、群馬県の高崎市内に新築した2店舗で「ZEB認証（※1）」を取得したほか、全営業店への営業用電気自動車の導入が完了しました。また、群馬県企業局が提供する「地産地消型PPA（群馬モデル）（※2）」の電力供給先事業者に採択され、2026年4月から当行全店舗（テナント店舗除く）において再生可能エネルギー由来の電力に切り替えました。この取組みにより、当行が使用する電力の約80%が再生可能エネルギー由来となります。

お客さまへの支援については、「ぐんぎんSDGs/ESG経営評価・診断サービス」などを通じて、温室効果ガス排出量の可視化を支援するとともに、排出量の削減に向けたファイナンスやビジネスマッチングの提案に取り組んでいます。また、こうした取組みが評価され、環境情報開示における国際的な非営利団体であるCDPから、最高評価である「Aリスト」企業として、認定を受けることができました。今後も地域の脱炭素化を一層牽引してまいります。

※1…Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギー設備や創エネルギー設備の導入により、年間に消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと

※2…群馬県企業局による、県内の県営水力発電所の「温室効果ガス排出量ゼロ」の電力を県内事業者の施設へ供給する、エネルギーの地産地消の取組み



▲ 2026年3月に店舗統廃合とあわせて新築移転（ZEB認証取得）した金古支店（左）と倉賀野支店（右）

## 2. サステナブルな地域経済圏（エコシステム）構築への取組み

当行グループは、自らが地域のハブとなり、地域内外のヒト・モノ・カネ・情報といった資源をつなぎ、地域の経済活動の好循環を生み出す、サステナブルな地域経済圏（エコシステム）の構築に向けて取り組んでいます。「パーパス営業」を深化させるとともに、中長期的な目線で、3つのエコシステムの構築をめざしています。

### ①地域産業の持続性を高めるエコシステム

2026年1月に投資専門子会社のぐんま地域共創パートナーズ株式会社は、観光事業者と連携し、地域の観光業の持続性と観光地の付加価値向上をめざした、「観光地域づくりおよび地域振興に関する包括連携協定」を締結しました。また、2026年3月には群馬県内の金融機関等と「群馬サステナブル観光ファンド」を組成しました。「サステナブルな観光地づくり」をテーマとして、群馬県内全域の観光地などを投資対象とし、群馬県内の観光資源を生かした地域振興、多文化共生の促進、地域事業者支援など、多様な分野において地域の魅力向上と持続可能な地域づくりの実現をめざしています。

### ②地域企業の生産性を高めるエコシステム

外部連携による事業領域の拡大などを通じて、地域課題の域内解決に向けた取組みを進めています。具体的には、当行が地域の企業から経理や労務管理などの業務を受託するBPOビジネスの展開などについて第四北越フィナンシャルグループと共同で検討を進めており、人手不足などの課題を抱える地域の企業の課題を解決し、生産性の向上に貢献していきます。

### ③地域の生活を豊かにするエコシステム

事業者のお客さま向けにコーポレートカード等の発行を通じて経理業務の効率化・デジタル化に取り組んでいます。2025年度は、群馬県内7町村をはじめ地方公共団体でも導入いただき行政事務の効率化にも貢献しています。

個人のお客さま向けでもデビットカード発行を通じた地域のキャッシュレス化推進を継続するとともに、利便性向上に向けて地域の事業者さまと連携したデジタルギフトやクーポン等の配信等に向けた取組みも進めています。

今後もこうした取組みを通じて地域エコシステムの構築・拡大につなげてまいります。

## ■ 経営基盤の強化に向けた取組み

### 1. DXや業務改革、データ利活用の推進

当行では、DXや業務改革、データ利活用を推進していくため、2025年4月、デジタルイノベーション部内に「AI・データ戦略室」を新設し、AIの活用やデータの分析と活用により、業務の効率化や営業活動の高度化を推進しています。生成AIの活用では、熟練行員の知見の承継や人材育成のため、ロールプレイングや融資業務支援などで導入を進めており、お客さまに対してより付加価値の高い提案ができるように取り組んでいます。

また、業務改革をめざした組織再編にも取り組んでおり、2026年3月に事務などのバック業務を手掛ける部門の集約と再編を実施しました。外部連携では、2026年1月に、TSUBASAアライアンス参加行が取り組む、TSUBASA基幹系システムの共同化に向けた基本合意を締結しました。2029年度の導入をめざし、スケールメリットによるコスト削減や、商品開発・サービス提供のスピードアップなど、共同化によるシナジーを追求してまいります。

### 2. 人的資本の充実

当行では、地域社会と当行グループを持続的に成長させ、パーパスを実現する原動力になるのは、役職員一人ひとりであり、価値を生み出す源泉（資本）であると捉えています。さらなる人的資本の充実に向け、経営戦略と連動した人財戦略に取り組んでいます。具体的には、コンサルティングやデジタル分野などを対象とした新卒者のコース別採用や、積極的な中途採用、ジョブポスティングや行内FA制度の実施などにより、自律的なキャリア形成と挑戦を支援し、多様化・複雑化するお客さまのニーズや地域の課題に対応できる、専門性の高い行員を採用・育成しています。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンへの取組みでは、女性が多くの分野で活躍できるよう上位職位への登用を積極的に行うとともに、仕事と家庭の両立支援に向けた職場づくりを促進してきた結果、2025年4月に群馬県の企業として初めて「プラチナえるぼし認定（※3）」を取得することができました。

また、当行では、従業員およびその家族の心身の健康を、働きがいやエンゲージメントの向上、さらにはパーパス実現に向けて重要な要素と位置づけて取り組んでいます。こうした取組みが評価され、2026年3月には「健康経営」の取組みが優れた上位法人500社（大規模法人部門、通称ホワイト500）に8年連続で認定されるとともに、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業として、2年連続で「健康経営銘柄（※4）」に選定されました。

※3…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）にもとづき、一般事業主行動計画の目標達成や取組みの実施状況が特に優良であるなどの一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定

※4…経済産業省と東京証券取引所が、上場企業のなかから特に優れた健康経営を実践する企業として選定した企業（「健康経営銘柄2026」には28業種から44社が選定）



### (対処すべき課題)

地域の人口減少や物価上昇圧力の高まり、地政学リスクの顕在化や生成AIをはじめとしたデジタル技術の進展、サステナビリティへの関心の高まりなどを受け、お客さまや地域社会が抱える課題やニーズは一層多様化・複雑化しています。加えて、長期にわたり続いた低金利環境から「金利ある世界」への移行が進む一方で、異業種や新たな金融サービスとの競争が激しさを増すなど、当行グループを取り巻く事業環境は大きな転換点を迎えています。

こうした環境のもと、当行では2025年4月から中期経営計画「Growth with “Purpose” ～地域と群馬銀行グループの持続的な成長に向けて～」をスタートさせました。当行グループのパーパス「私たちは『つなぐ』力で地域の未来をつむぎます」を起点にお客さまや地域の持続的な成長を支援していくとともに、当行グループの成長や従業員のエンゲージメント向上にも取り組むことで、「地域・お客さま」「当行グループ」「従業員」「株主・投資家の皆さま」の4つの利益の実現を図っております。

また、さらなる経営基盤の強化と一層の地域経済の発展に向けて2026年3月には、株式会社第四北越フィナンシャルグループと経営統合に関する最終合意に至りました。2027年4月には、「群馬新潟フィナンシャルグループ」として新たなスタートを切り、経営の「質」「規模」とともに地方銀行トップクラスの金融グループをめざしてまいります。

統合する両社の強みやそれぞれの営業地盤において培ったお客さまとの信頼関係を結集させ、地域への貢献と企業価値の持続的向上に、より一層取り組んでまいりますので、株主の皆さまからの一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## 株式会社第四北越フィナンシャルグループとの経営統合に関する最終合意について

### 経営統合に関する最終合意について

当行と株式会社第四北越フィナンシャルグループは、2025年4月24日に両社間で締結した基本合意書に基づき、2026年3月26日付の取締役会において相互信頼および対等統合を基本的な方針とする経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書および経営統合契約書を締結いたしました。

本経営統合は、それぞれの営業エリアにおいて盤石な顧客基盤をもち、堅調な収益力と強固な財務基盤をもつ両社が統合することにより、経営の規模と質の両面で地方銀行トップクラスの新金融グループにステップアップすることを目指すものです。

今後も、お客さまと地域の成長・発展に貢献し続けるとともに、持続的な成長と企業価値の向上を着実に実現させていくことにより、お客さま・地域、職員、株主といった全てのステークホルダーの期待に応えることを目指してまいります。

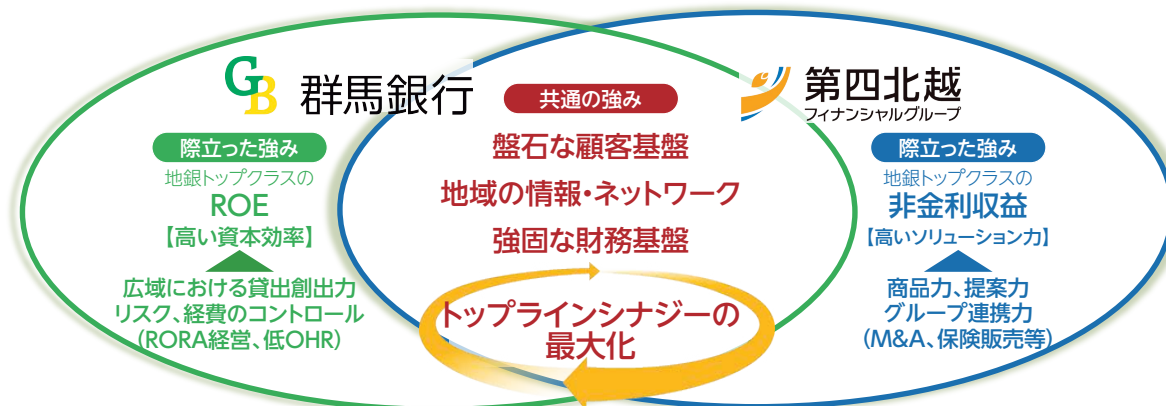
### <統合持株会社の概要>

名 称	株式会社 群馬新潟フィナンシャルグループ (通称：GNFG) (英文名称 Gunma Niigata Financial Group, Inc.)
コーポレート マーク	 <p>群馬の大地をかたどるツルと、新潟の空に舞うトキが、大空で出会い、新たな旅路へと向かう姿をロゴデザインに。県の垣根をこえ、地域と未来をつなぎ、金融の枠を超えた価値を提供していく姿勢を表現しました。</p>
本店所在地	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング (注) 群馬銀行本店 (群馬県前橋市) および第四北越銀行本店 (新潟県新潟市) の所在地に変更はありません。

## <新金融グループの理念>

<b>MISSION</b> 存在意義	ふたつの翼で、地域の未来を創る
<b>VISION</b> ありたい姿	信頼を礎に、金融の枠を超え、価値をつなぐ、 リージョナルソリューショングループへ
<b>VALUES</b> わたしたちの価値観	(1) <b>四方共益</b> お客さま・地域、会社、仲間、株主、すべての豊かさの向上を目指して行動します (2) <b>誠実</b> プロフェッショナルとして誠実に取り組み、揺るぎなき信頼を積み重ねていきます (3) <b>挑戦</b> 失敗を恐れずに挑戦し続け、地域の未来へ新たな風を起こします (4) <b>共創</b> 地域を超えてヒト・モノ・コトをつなぎ、ソリューションの力で新たな価値を生み出します

## <本経営統合の目的>



本経営統合では、両社共通の強みを基盤として、それぞれの際立った強みを補完することで、トップラインシナジーの発揮、および経営管理の高度化を図り、経営の規模・質ともに地方銀行トップクラスの金融グループへステップアップを図ってまいります。

これらの取り組みを通じて、お客さま・地域、職員・ビジネスパートナー、株主といったすべてのステークホルダーの豊かさの向上を目指してまいります。

<経営統合の概要>



本経営統合は、持株会社方式によるものとし、効率的に進める観点から、既に持株会社体制となっている第四北越フィナンシャルグループを新金融グループの持株会社として活用いたします。

具体的には、群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループは株式交換を行うとともに、第四北越フィナンシャルグループは、株式会社群馬新潟フィナンシャルグループに商号変更します。

株式交換に係る株式の割当比率は、群馬銀行の普通株式1株に対して、第四北越フィナンシャルグループの普通株式1.125株を割当て交付いたします。

(注) 群馬銀行と第四北越銀行の合併は予定しておりません。両行ともに統合持株会社の子会社として現状の営業を継続してまいります。また、経営統合を契機とした店舗の統廃合は予定しておりません。

<今後のスケジュール>

2026年12月23日 (予定)	両社臨時株主総会開催
2027年4月1日 (予定)	株式交換効力発生日

(注) 上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更となる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可が得られることを前提としておりますが、当該許認可等の取得状況等によって、本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
<b>預金</b>	8,053,786	8,316,236	8,462,970	8,571,079
定期性預金	1,782,670	1,787,712	1,829,006	1,946,867
その他	6,271,116	6,528,523	6,633,964	6,624,211
<b>社債</b>	50,000	50,000	40,000	60,000
<b>新株予約権付社債</b>	—	—	—	—
<b>貸出金</b>	6,049,701	6,467,848	6,845,112	7,226,164
個人向け	2,373,771	2,425,481	2,493,455	2,585,766
中小企業向け	2,519,302	2,698,998	2,829,423	2,960,449
その他	1,156,628	1,343,369	1,522,234	1,679,949
<b>商品有価証券</b>	541	268	166	10
<b>有価証券</b>	2,623,820	2,296,691	2,196,387	2,006,555
国債	783,825	340,465	204,856	123,096
その他	1,839,994	1,956,225	1,991,531	1,883,459
<b>総資産</b>	10,633,101	10,763,586	10,504,680	10,782,019
<b>内国為替取扱高</b>	36,735,754	37,699,498	39,404,460	40,831,964
<b>外国為替取扱高(百万ドル)</b>	3,418	3,988	5,493	5,630
<b>経常利益</b>	33,567	39,186	57,573	78,733
<b>当期純利益</b>	24,622	28,153	40,427	54,727
<b>1株当たり当期純利益(円)</b>	60.11	70.94	104.82	143.99
<b>信託財産</b>	12,988	13,575	13,635	13,146
<b>信託報酬</b>	36	37	22	30

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## 事業報告

### (ご参考)

#### 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
総資産	10,662,300	10,818,218	10,557,174	10,855,923
純資産	515,810	573,095	562,937	619,321
経常収益	176,589	200,356	220,435	264,965
経常利益	38,316	43,788	62,029	84,886
親会社株主に帰属する 当期純利益	27,933	31,125	43,900	58,863

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,775人
平均年齢	41年9月
平均勤続年数	18年3月
平均給与月額	489千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
群馬県	111	(22)
埼玉県	24	( 1)
栃木県	10	( 1)
東京都	9	(—)
神奈川県	3	(—)
千葉県	1	(—)
長野県	1	(—)
大阪府	1	(—)
国内計	160	(24)
米州	1	(—)
海外計	1	(—)
合計	161	(24)

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当年度末
海外駐在員事務所	3か所
店舗外現金自動設備	52,672か所

□. 当年度新設営業所  
該当ありません。

(注) 当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を991か所設置・439か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を214か所設置・255か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を416か所設置・244か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を6か所設置・3か所廃止しました。

八. 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

### (5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額	4,236百万円
------------	----------

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

□. 重要な設備の新設等  
該当ありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
群馬中央興業株式会社	前橋市元総社町226番地	物品等の輸送、集配および現金自動設備の保守、運行、管理業務	百万円 10	% 100.00	—
ぐんざん証券株式会社	前橋市本町二丁目2番11号	証券業務	3,000	100.00	—
ぐんざんコンサルティング株式会社	前橋市元総社町194番地	コンサルティング業務、人材ソリューション業務、地域商社およびマーケティング・広告業務	100	100.00	—
ぐんま地域共創パートナーズ株式会社	前橋市元総社町194番地	ファンドの組成・運営業務	100	100.00	—
ぐんざんリース株式会社	前橋市元総社町171番地1	リース業務	180	50.00	—
群馬信用保証株式会社	前橋市元総社町194番地	保証業務	30	45.45	—

- (注) 1. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 上記6社は、連結対象の子会社および子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は3社であります。

### (重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中央金庫を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビニ収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。

4. 群馬県内の金融機関（当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫および農林中央金庫）の提携により、群馬ネット資金センター（略称 G-NETセンター）の相互利用による代金回収（G-NET代金回収サービス）の提供を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社常陽銀行、株式会社横浜銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社八十二長野銀行、株式会社栃木銀行の各行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
9. 群馬県内6信用金庫（高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
10. 群馬県内3信用組合（あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
11. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行および株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
12. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社琉球銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
13. 株式会社第四北越銀行との間で、連携協定「群馬・第四北越アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
14. 株式会社足利銀行との間で、地域の産業活性化・課題解決、お客さまサービスの向上を目的とした連携協定「りょうもう地域活性化パートナーシップ」を締結しております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

株式会社第四北越フィナンシャルグループとの経営統合につきましては、(1) 事業の経過及びその成果等（対処すべき課題）に記載のとおりであります。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
深井彰彦	取締役頭取（代表取締役） 〔全般および監査部〕		
入澤広之	取締役副頭取（代表取締役） 〔審査部、総務部、ローンサポート部〕		
後藤明弘	専務取締役 〔リスク統括部、HRマネジメント部、 秘書室、事務統括部〕		
武井勉	専務取締役 〔グループ営業戦略部、システム部、 事務集中部〕		
内堀剛夫	専務取締役 〔総合企画部、市場金融部、 デジタルイノベーション部〕		
堀江明彦	常務取締役 コンサルティング営業本部長 委嘱 〔コンサルティング営業本部、 スペシャライズドファイナンス部〕		
近藤潤	取締役（社外取締役）	国立大学法人群馬大学 理事	
西川久仁子	取締役（社外取締役）	株式会社ファーストスター・ヘルスケア 代表取締役 キュービー株式会社 社外取締役	
大杉和人	取締役（社外取締役）	NISSHA株式会社 社外取締役	
金井沢治	取締役（社外取締役）	公認会計士 エーザイ株式会社 社外取締役	
武藤慶太	常勤監査役		
眞下公利	常勤監査役		
神谷保夫	監査役（社外監査役）	りょうもう法律事務所 弁護士	
笠原寛	監査役（社外監査役）	公益財団法人群馬県教育文化事業団 理事長	
鈴木澄子	監査役（社外監査役）	鈴木公認会計士事務所 公認会計士・税理士	(注) 2

- (注) 1. 取締役近藤潤氏、西川久仁子氏、大杉和人氏および金井沢治氏並びに監査役神谷保夫氏、笠原寛氏および鈴木澄子氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役鈴木澄子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。

### (2) 会社役員に対する報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行における役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を定めた「役員報酬基本方針」は、次のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が同方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその助言・提言を踏まえて、当行の決定方針に沿うものであると判断しております。

### 役員報酬基本方針

当行は役員報酬基本方針（以下「本方針」という）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って、取締役報酬および監査役報酬に関する事項を決定する。

#### 1. 取締役報酬制度における基本的な考え方

- 当行の経営方針の実現に資する取締役報酬制度とするべく、コーポレートガバナンス・コードの諸原則に基づき、取締役報酬制度における基本的な考え方を以下のとおり定める。
  - ・当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるものであること
  - ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
  - ・業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能するものであること
  - ・不適切なリスクテイクに傾斜することのないものであること
  - ・優秀な経営人材を登用または確保できるものであること
  - ・取締役は一義的に当行全体の業績に責任を負う立場であることから、インセンティブ報酬を支給する際の個人別評価は、主管業務の業績よりも当行全体の業績への貢献に重きを置くものであること
  - ・客観性および透明性のある決定プロセスによるものであること

#### 2. 報酬等の決定に関するガバナンス

- 以下の事項について、別に定める報酬諮問委員会規程に基づき、委員3名以上、かつ委員の半数以上を独立社外取締役により構成する報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、取締役会が報酬諮問委員会からの助言・提言を踏まえて決定する。
  - ・取締役報酬および監査役報酬に関する株主総会議案
  - ・取締役報酬に関する方針（本方針を含む）
  - ・取締役報酬に関する制度（個人別の報酬内容を含む）
  - ・上記各事項を審議するために必要な方針等、各事項に関して報酬諮問委員会が必要と認めた事項
- 監査役報酬は、監査役の協議によって決定する。

### 3. 報酬構成

#### (1) 社外取締役を除く取締役

##### 【報酬構成の概要】

報酬の特徴	基本報酬		変動報酬	
	短期インセンティブ報酬		中長期インセンティブ報酬	
現金／株式	現金報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	短期業績連動	業績非連動	中長期業績連動
報酬の名称	月額報酬	賞与	譲渡制限付株式	パフォーマンス・シェア

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績等によって変動する「変動報酬」により構成する。
- 「変動報酬」は、事業年度ごとの業績に基づく短期インセンティブ報酬としての「賞与」と、中長期的かつ持続的な企業価値向上につなげる中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」により構成する。
- 「株式報酬」はさらに、一定期間継続して当行の取締役を務めることを条件とする事前交付型の「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え予め定めた業績等評価指標の達成状況を条件とする事後交付型の業績連動型株式報酬である「パフォーマンス・シェア」により構成する。
- 各人の報酬構成割合は、報酬の絶対額等も勘案し、目指す水準を「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝3：1：1」とする。

#### (2) 社外取締役および監査役

- 社外取締役および監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性を考慮し、基本報酬のみにより構成する。

### 4. 報酬水準

- 当行の業績の状況をはじめ、当行を取り巻く環境や社会経済情勢、業界動向等を踏まえ、当行として適切な水準を決定する。
- また、地域のリーディングカンパニーとして、地域企業の経営者報酬と比較して相応のクラスに位置する水準であるよう意識するとともに、外部調査機関による調査（いわゆる役員報酬サーベイ等）へ定期的に参加することにより、当該調査データを参考に決定する。

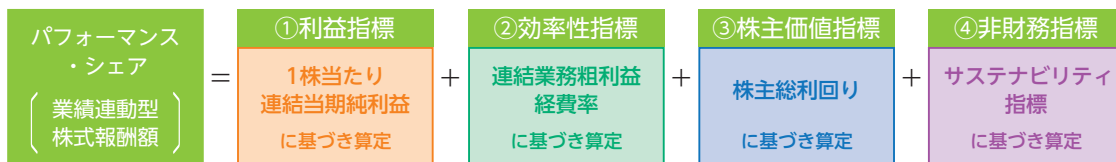
### 5. 業績連動報酬

#### (1) 賞与

- 短期インセンティブ報酬という性質上、毎事業年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的に、評価指標として連結当期純利益を採用し、業績連動部分は連結当期純利益の達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。

## (2) パフォーマンス・シェア

○中長期インセンティブ報酬という性質上、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、評価指標として以下の4指標を採用し、達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。



○原則毎事業年度、上記報酬額に相当する当行普通株式を業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて合理的に調整のうえ交付する。

n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
業績	評価	期間	株式 交付		
	業績	評価	期間	株式 交付	・・・
		業績	評価	期間	株式 交付

<パフォーマンス・シェアにおける報酬額算定で用いる評価指標の選定理由等>

評価指標	選定理由等
1株当たり連結 当期純利益 (連結EPS)	1株当たり当期純利益（EPS / Earnings Per Share）は、1株に対して当期純利益がいくらあるかという収益性を示す利益指標である。 当行は、パフォーマンス・シェアを中長期インセンティブ報酬の一つと位置付けており、その性質上、中長期における「結果」を反映した報酬であるべきとの認識の下、当該「結果」を測る指標として、第一に利益指標を挙げる。 その上で、単に連結当期純利益を用いるのではなく、株主から重要視される連結EPSがどれくらい成長したかを評価指標として採用する。

評価指標	選定理由等
連結業務粗利益 経費率 (連結OHR)	業務粗利益経費率（OHR / Over Head Ratio）は、業務粗利益に対する営業経費の割合であり、この割合が低いほど、より少ない営業経費で、より多くの業務粗利益を上げていることを示す効率性指標である。 企業の生産性や効率性の向上は、特にわが国においては社会的要請となっており、加えて、当行が属する銀行セクターにおいては、経費削減への取組みを注視されている状況にあることを踏まえ、中期経営計画の計数目標にも掲げている連結OHRを評価指標として採用する。
株主総利回り (TSR)	株主総利回り（TSR / Total Shareholders Return）は、期初に株式を購入した株主が、期初株価に対しどれだけの配当とキャピタルゲイン（評価損益）を得られたかを示す、株主にとっての投資の収益性を示す指標である。 こうした株主価値指標を評価指標として採用することは「株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める」という本制度の導入趣旨に沿うものとする。
サステナビリティ 指標	当行グループは、「群馬銀行グループサステナビリティ方針」に基づき、事業活動を通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めている。 国連が採択したSDGs17目標のうち、当方針において当行が特に貢献可能であると定めた13目標に関連した経営指標のなかから評価指標として採用する。

## 6. 株式報酬の返還・消滅条項に関する考え方

- 過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、過度なインセンティブが要因となる会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、一定の事由が生じた場合に株式報酬の全額または一部を返還・消滅させる条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を設定する。

## 7. 自社株保有に関する考え方

- 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、社外取締役を除く取締役を対象に、株式報酬を導入するとともに、別に定める「自社株保有ガイドライン」により、各人が役位に応じて一定量以上の当行普通株式を保有することを奨励する。

## 8. 開示方針

- 本方針について、以下の開示資料や媒体を通じてステークホルダーに適切に開示する。  
(有価証券報告書、株主総会参考書類、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、ホームページ など)

以上

②取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			月額報酬 (業績非連動)	賞与 (業績連動)	譲渡制限付 株式報酬 (業績非連動)	パフォーマンス・ シェア (業績連動)
取締役	11名	409	254	88	52	13
監査役	5名	76	76	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、「賞与」および「パフォーマンス・シェア」を支給しております。「賞与」の算定の基礎として選定した評価指標の内容、および選定した理由並びに算定方法については、「役員報酬基本方針 5. 業績連動報酬 (1) 賞与」に記載のとおりであります。なお、当事業年度における同実績は「親会社株主に帰属する当期純利益58,863百万円」であります。「パフォーマンス・シェア」の算定の基礎として選定した評価指標の内容、および選定した理由並びに算定方法については、「役員報酬基本方針 5. 業績連動報酬 (2) パフォーマンス・シェア」に記載のとおりであります。また、算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

		業績評価期間 (直前3事業年度)		
		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
①利益指標	1株当たり連結当期純利益成長率	7.7%	15.0%	45.1%
②効率性指標	連結業務粗利益経費率(※)	56.6%	53.4%	49.6%
③株主価値指標	株主総利回り	30.2%	103.2%	45.4%
④非財務指標	サステナビリティ指標 (女性部長比率)	6.1%	6.8%	6.8%

※ 本件業績評価期間 (2022年度からの3年間) より、投資信託解約損益除きの数値を使用しています。

3. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して、「譲渡制限付株式報酬」および「パフォーマンス・シェア」で構成する「株式報酬」を交付することとしております。詳細は、役員報酬基本方針「3. 報酬構成 (1) 社外取締役を除く取締役【報酬構成の概要】」および「5. 業績連動報酬 (2) パフォーマンス・シェア」に記載のとおりであります。また、当該株式報酬の内容およびその交付状況は「当行の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
4. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ・2012年6月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役の報酬額 (確定金額報酬および賞与) を年額360百万円以内、監査役の報酬額を年額80百万円以内と決議しております。同定時株主総会終結時の取締役の員数は12名 (うち社外取締役は1名)、監査役は5名であります。
  - ・2019年6月25日開催の第134回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役を対象とする株式報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型株式報酬制度を導入し、両制度を合わせて年額120百万円以内かつ年50万株以内としております。同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名 (うち社外取締役は2名) であります。
  - ・2020年6月24日開催の第135回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式への移行措置として、再任取締役を対象にして、既に付与済みの未行使株式報酬型ストックオプションを権利放棄し当行が無償で取得するかわりに、同数の譲渡制限付株式を割り当て、2020年度 (第136期) に限り、本制度へ移行するために既存の現金報酬枠並びに株式報酬枠とは別枠を年額240百万円以内で設定することを決議いたしました。同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名 (うち社外取締役は3名) であります。
5. パフォーマンス・シェアは業績評価期間 (直前3事業年度) における在任期間に応じて当行普通株式を交付するため、員数には業績評価期間に退任した取締役1名も含めております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
近 藤 潤	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
西 川 久仁子	
大 杉 和 人	
金 井 沢 治	
神 谷 保 夫	
笠 原 寛	
鈴 木 澄 子	

### (4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役、 監査役、 執行役員等	当行は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
近 藤 潤	国立大学法人群馬大学 理事
西 川 久仁子	株式会社ファーストスター・ヘルスケア 代表取締役 キューピー株式会社 社外取締役
大 杉 和 人	NISSHA株式会社 社外取締役
金 井 沢 治	公認会計士 エーザイ株式会社 社外取締役
神 谷 保 夫	りょうもう法律事務所 弁護士
笠 原 寛	公益財団法人群馬県教育文化事業団 理事長
鈴 木 澄 子	鈴木公認会計士事務所 公認会計士・税理士

(注) 当行と上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
近 藤 潤	9年9ヶ月	当期開催の取締役会13回 すべてに出席しております。	上場企業の取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
西川 久仁子	5年9ヶ月	当期開催の取締役会13回すべてに出席しております。	複数の企業の代表取締役や社外役員を務めるなど、企業経営についての豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
大杉 和人	4年9ヶ月	当期開催の取締役会13回すべてに出席しております。	金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
金井 沢 治	1年9ヶ月	当期開催の取締役会13回すべてに出席しております。	企業財務・会計、監査、内部統制、リスクマネジメントに関する幅広い知見や海外勤務など豊富な実務経験を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
神谷 保夫	5年9ヶ月	当期開催の取締役会13回および監査役会15回すべてに出席しております。	弁護士としての豊富な経験および幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
笠原 寛	3年9ヶ月	当期開催の取締役会13回および監査役会15回すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
鈴木 澄子	1年9ヶ月	当期開催の取締役会13回および監査役会15回すべてに出席しております。	公認会計士および税理士としての豊富な経験や幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が2回ありました。

## 事業報告

---

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	7	72

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

発行可能株式総数 1,351,500千株  
発行済株式の総数 395,888千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

##### (2) 当年度末株主数

35,725名

##### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	51,354 千株	13.56 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	23,959	6.33
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	21,661	5.72
明治安田生命保険相互会社	10,898	2.87
住友生命保険相互会社	10,657	2.81
群馬銀行従業員持株会	9,241	2.44
東洋製罐グループホールディングス株式会社	7,330	1.93
日本生命保険相互会社	6,467	1.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,097	1.34
JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,058	1.33

(注) 1. 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (17,387千株) を控除して計算しております。

## 【ご参考】

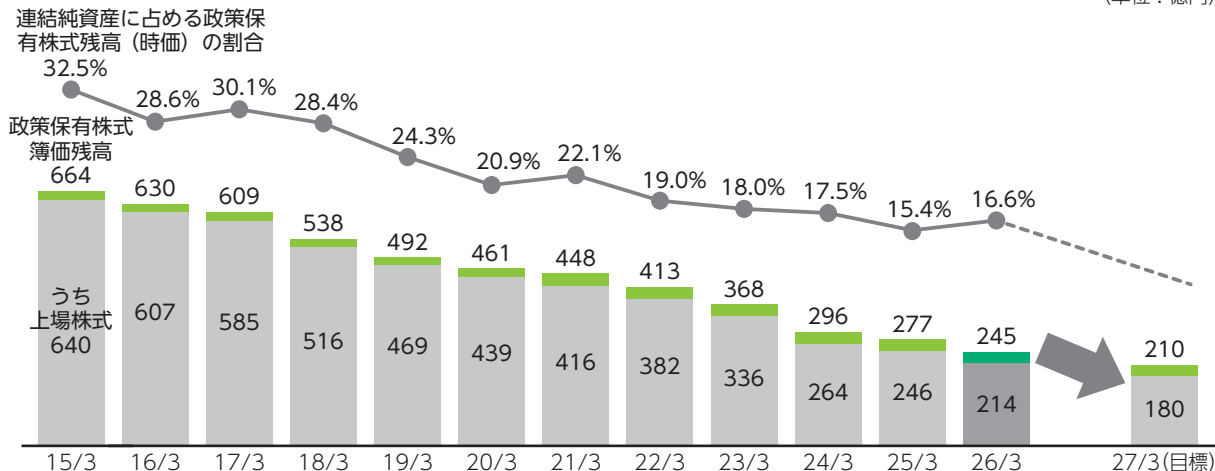
政策保有株式に関する事項

- 当行は、政策保有株式について、取引先との取引関係の維持・強化、地域経済の活性化等、その保有意義が認められる場合において保有し、基本的には縮減していく方針としております。2022年11月には、2027年3月期までに上場政策株式の簿価残高を200億円縮減することを目標として掲げました。
- 個別の政策保有株式について、中長期的な取引関係や経済合理性等を精査のうえ、総合的に保有の適否を判断いたします。なお、取締役会は経費・信用コスト控除後利益やRORA (Return on Risk-Weighted Assets) 等の指標も用いて、定期的に保有の適否の検証を行っております。
- 当行は、上記方針のもと政策保有株式の縮減を進めており、2026年3月末における上場政策株式の簿価残高は前年度末比32億円縮減の214億円、連結純資産に占める政策保有株式残高（時価）の割合は16.6%となりました。また、200億円の縮減目標に対する進捗率は84%となりました。
- なお、中期経営計画「Growth with “Purpose”（計画期間2025年4月～2028年3月）」では、連結純資産に占める政策保有株式残高（時価）の割合を2028年3月末に10%未満としていくことを掲げています。

（参考）

なお、『連結純資産に占める政策保有株式残高（時価）の割合』および『政策保有株式残高（簿価）の推移』は以下のとおりです。

（単位：億円）



※非上場銘柄を含め、子会社・関連会社株式を除いています。なお、2023年3月期以降みなし保有株式はありません。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数 (人)	株式数 (株)
社外取締役を除く取締役	7	54,920

- (注) 1. 当行の株式報酬制度には、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェアの2種類があります。内容は、「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項」をご参照ください。
2. パフォーマンス・シェアは業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて当行普通株式を交付するため、員数には業績評価期間に退任した取締役1名も含めております。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 森 重 俊 寛	264	(注) 2、3
指定有限責任社員 山 田 修		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由  
 当行監査役会は取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、287百万円であります。
5. 当連結会計年度における提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、米国証券法に基づく登録届出書等に記載する連結財務諸表に係る監査報酬195百万円が含まれております。
6. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
7. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当し、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

ロ. 子会社の会計監査人の状況

該当ありません。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### ○業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。
- ② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署をリスク統括部とし、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的にと取締役会に実践状況を報告させる。
- ③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的に開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。
- ⑤ 提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与に利用され得るという認識の下、これらを防止するための実効的な管理態勢を構築する。
- ⑥ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。
- ⑦ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。
- ② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。
- ② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。
- ③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。
  - ② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。
- (5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的開催し、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。
  - ② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、内部通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。
  - ③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。
  - ④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を1名以上配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。
  - ② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。
  - ② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。
  - ③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。

② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制について、原則として年1回、定期的に確認し、必要に応じて見直しを行っております。2026年4月開催の取締役会において、当事業年度における当該体制の整備・運用状況について年次検証を行いました。

(1) コンプライアンス体制

企業理念に則り、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理」、コンプライアンスの遵守基準である「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定めており、コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンス行動計画の策定や達成状況等について協議しております。

また、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与防止（以下、マネロン等防止）の基本方針や組織体制を規定した「マネー・ローダリング防止およびテロ資金供与防止に関する規定」を定め、金融犯罪対策委員会を原則毎月開催するなど、マネロン等防止態勢の強化に取り組むとともに、こうした管理態勢を明確に示すため「マネー・ローダリング等防止に関する基本方針」を公表しております。

当事業年度では、マネロン等防止態勢の維持・高度化の観点から、新たに「マネロン等対策に係る有効性検証実施計画」を策定し、その進捗状況を取締役に報告する体制を整備しました。

### (2) リスク管理体制

「リスク管理に関する基本方針」において、リスク統括部を全行的なリスクの管理部署と定義し、管理すべきリスクの種類を規定しており、リスク統括部はリスク管理関連部と連携して、当行グループ全体のリスクの把握と管理に努めております。また、取締役会はリスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに、主要なリスクの状況について定期的に報告を受けております。

当事業年度では、ランサムウェア攻撃による被害発生を想定したシステム障害対策訓練をグループ全社で実施しました。本訓練では、業務継続に影響を及ぼす重要なシステムに障害が発生した時の対応プロセス等を確認しました。また、本訓練のうち、非常事態対策委員会の招集訓練については、シナリオを事前に開示しない「ブラインド型訓練」とし、不測の事態への柔軟な対応力の向上に取り組みました。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しており、必要に応じて、臨時に開催しております。取締役会資料を事前配付し、十分な審議を行うための事前準備に要する時間を確保するなど、取締役へのサポート体制の充実に努める一方、取締役会全体の実効性について、外部機関を活用した客観的かつ専門的な分析・評価を年1回行い、課題を洗い出すなど、取締役会の機能向上に向けて継続的に取り組んでおります。

また、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立社外取締役が適切に関与し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会を設置しており、当事業年度は指名諮問委員会を2回、報酬諮問委員会を3回開催しました。指名諮問委員会では、「取締役候補者の選定」や「執行役員の選任」に関するプロセスにおいて、新任候補者層のスキルやアセスメントを同委員会の委員である独立社外取締役に明示するなど、両委員会の実効性向上に努めております。こうした取組みに加えて、取締役会の実効性評価における議論を踏まえ、社外取締役の更なる機能発揮に向けて、社外役員懇談会や、社外取締役と監査役との意見交換会、重要テーマに関する社外取締役と所管部との意見交換会等を開催しております。

### (4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規定」において、当行グループ会社に対する管理方法を明確にし、当行グループ全体としての健全経営の堅持、経営効率の向上、事業目的の達成、並びにグループ総合力の強化に取り組んでおります。

また、グループ会社のうち連結子会社および持分法適用子会社（以下、子会社）については、当行との事前協議もしくは当行への報告が必要となる重要事項を定めることで、子会社の重要業務の執行を監督しております。なお、子会社の経営方針や業務遂行状況等を把握・協議することを目的として「グループ経営会議」を設置しており、当事業年度は2回開催しました。

---

(5) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、当行およびグループ会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、常務会やグループ経営会議等の行内会議に出席し、意見を述べる機会が確保されております。また、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役会直属の監査役室に監査役スタッフを配置し、業務執行から独立した立場で、監査役の職務を補助しております。

当事業年度も、代表取締役と監査役との年2回の定期的な意見交換や、社外取締役と監査役との年4回の定期的な意見交換に加え、代表取締役を含む業務執行取締役と常勤監査役との意見交換を継続的に実施するなど、意思疎通に努めることで、監査役監査の実効性の確保につなげております。

## ■ 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社群馬銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

個別注記表の（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は2026年3月26日開催の取締役会において、株式会社第四北越フィナンシャルグループと経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書及び経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## ■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社群馬銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は2026年3月26日開催の取締役会において、株式会社第四北越フィナンシャルグループと経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書及び経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社に赴き調査をいたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

株式会社 群馬銀行 監査役会

- |       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 武藤 | 慶太 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 眞下 | 公利 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 神谷 | 保夫 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 笠原 | 寛  | Ⓔ |
| 社外監査役 | 鈴木 | 澄子 | Ⓔ |

以上

## 地域経済の持続的発展

### 事業承継課題解決件数

2022年度～2025年度(累計)

**2,146件**

2025年度～2027年度累積  
目標1,500件

### 相続関連業務成約件数

2022年度～2025年度(累計)

**1,605件**

2025年度～2027年度累積  
目標2,000件

### キャッシュレス取扱高

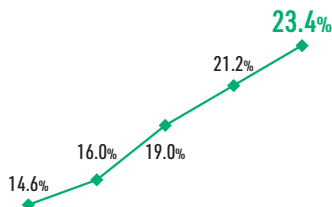
2025年度

**2,915億円**

2027年度  
目標3,500億円

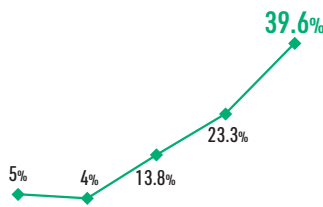
## 多様な人材の活躍推進

### 女性管理職比率



2022年3月末 2023年3月末 2024年3月末 2025年3月末 2026年3月末

### 中途採用比率



2022年3月期 2023年3月期 2024年3月期 2025年3月期 2026年3月期

### スペシャリスト職群任命者数

2025年度実績

**191名**

## パートナーシップの推進

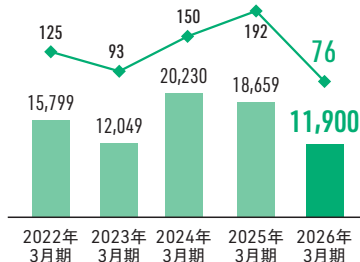
### 群馬県内の 地公体との連携協定

**13**

(2026年3月末)

### SDGs私募債等による寄付

(単位：千円) ■金額 ◆件数



2022年3月期 2023年3月期 2024年3月期 2025年3月期 2026年3月期

### 外部連携



群馬・第四北越 アライアンス

りょうもう  
地域活性化  
partnership

Fincross DIGITAL

## 群馬銀行グループ サステナビリティ方針 (GB Sustainability Policy)

群馬銀行グループは、パーパス「私たちは『つなぐ』力で地域の未来をつむぎます」に基づいた事業活動を通じて、地域経済の持続的発展や環境・社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

また、ステークホルダーの皆さまとの対話や積極的な情報開示を通じて、取組みへの共感や信頼関係をより高めてまいります。

<マテリアリティ（パーパス実現に向けた重点課題）と取組方針>

### 1. 地域経済の持続的発展

- 地域の事業者の皆さまの成長支援や、イノベーション支援、スタートアップ支援など、地域活性化に向けた取組みを充実させるとともに、お客さまの多様なニーズに応じた金融サービスの提供により、地域経済の持続的な発展をサポートします。
- 地方公共団体や法人、個人のお客さまなどのパートナーシップにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

### 2. 人口減少・少子高齢化への対応

- 次世代の担い手を育成するため、地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けた金融経済教育の充実に取り組みるとともに、お客さま一人ひとりのライフサイクルに沿った適切な金融サービスの提供により、お客さまの豊かで安心な未来を実現します。

### 3. DXへの対応

- デジタル技術の活用により、地域の事業者の皆さまの生産性向上に向けた支援や、地域エコシステムなど持続可能なインフラ構築、金融へのアクセシビリティ向上に取り組みます。

### 4. 地球環境の保全と創造

- 環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまの支援や、私たちの事業における環境負荷の低減に努めるとともに、気候変動対応や自然資本の維持に取り組みます。

### 5. 人的資本の充実

- すべての職員が生き生きと活躍できる職場づくりに向けて、役職員の多様性を高め、人材育成や柔軟な働き方の実現に取り組みます。
- 人的資本の充実を図ることで、多様化するお客さまのニーズへの対応や地域の課題解決につなげていきます。

### 6. 確固たるガバナンスの構築

- お客さまのニーズに応え、地域やお客さまの持続的な成長を支援していくため、安定的かつ強固な経営基盤の確保に向け、グループ体となったガバナンスの高度化に取り組みます。

<関連する（主な）SDGs>



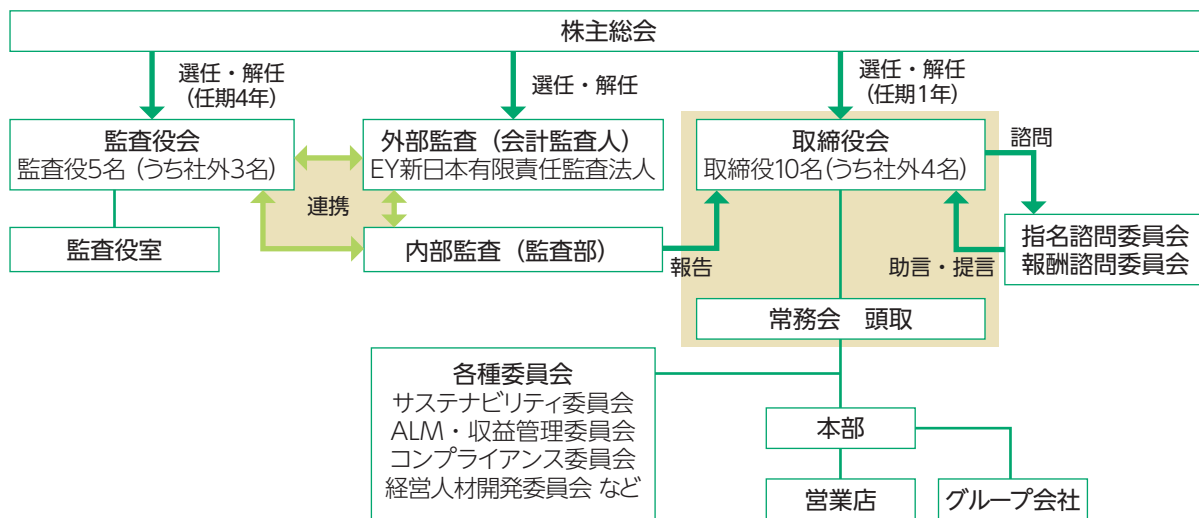
## コーポレート・ガバナンス

当行は、地域社会の発展を常に念頭に置き、お客さまの金融ニーズへの確に対応するとともに、資産の健全性確保、収益力の強化等により企業価値を高め、株主の皆さまや市場から高い評価を得ることを経営の基本方針としております。

この基本方針を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最も重要な課題と位置づけ、以下の3点に取り組んでおります。

- (1) 適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の構築
- (2) 健全な経営の基礎となるコンプライアンス体制とリスク管理体制の充実
- (3) 透明性ある経営を目指した企業情報の適時適切な開示と積極的なIR活動

## コーポレート・ガバナンス体制



### コンプライアンス

取締役会をコンプライアンス最高責任機関とし、コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役会の委任を受けたコンプライアンス委員会が審議を行っています。

### リスク管理

取締役会は、リスク管理の重要性を充分認識し、経営方針等を踏まえたリスク管理の方針を決定し、リスク管理を重視する企業風土の醸成に努めています。

## 株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店3階大会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



所在地： **JR東日本 新前橋駅西口** 徒歩約**15分** → **群馬県前橋市 元総社町194番地**

電話： **027-252-1111** (大代表)

お車でお越しの際は、当行本店南側にある駐車場をご利用ください。  
タクシーでお越しの際は、新前橋駅東口ロータリーよりご利用ください。

会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段またはエレベーターをご利用ください。